

平成 27 年度

浜松市新エネ・省エネ対策トップランナー認定制度にかかる Q&A

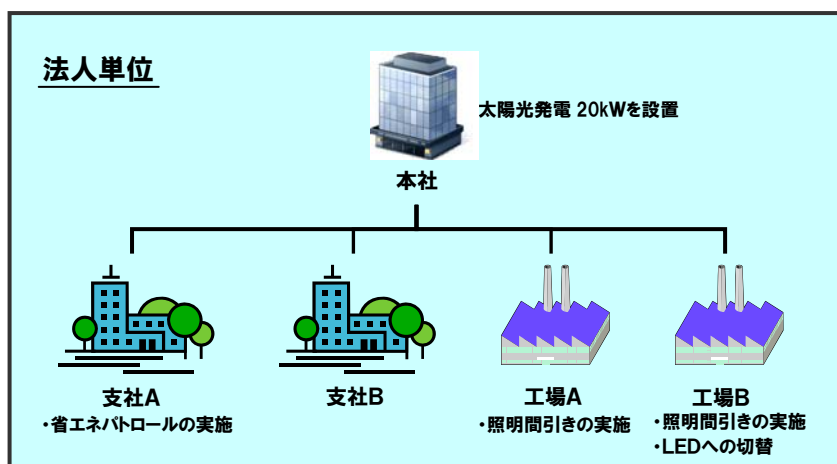
平成 27 年 9 月 3 日

浜松市 産業部 エネルギー政策課

1 申請について

【Q1-1】 私の会社は支社や工場を所有していますが、どのように申請すればよいですか？

【A1-1】 法人化している事業者の場合、申請は法人単位になります。取組内容は、全ての事業所を含めて記載してください。

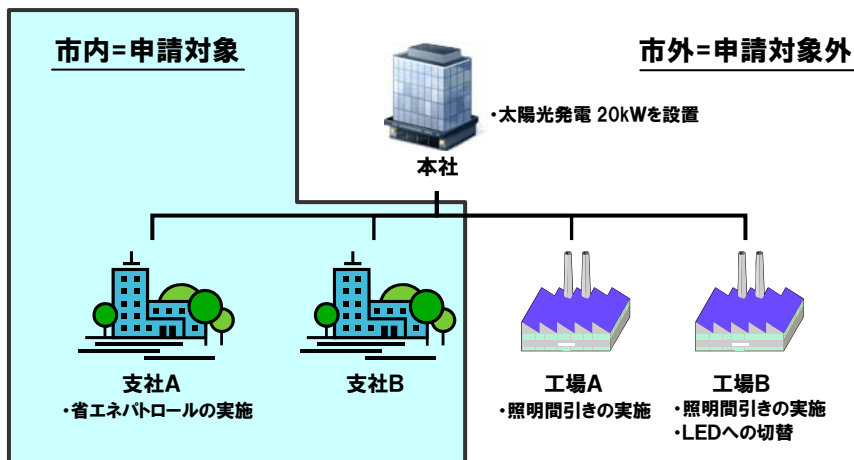


上記の例の場合、本社+支社A+支社B+工場A+工場Bの取組（太陽光発電 20kW の設置、省エネパトロールの実施、照明間引きの実施（2 施設）、LED への切替）を記載します。

【Q1-2】 私の会社は浜松市外に本社があり、浜松市内に支社があるのですが、申請できますか？

【A1-2】 浜松市内に事業所を有していれば申請が可能です。

ただし、浜松市外の事業所は対象外になりますので、浜松市内の事業所の取組だけを記載するようにしてください。



上記の例の場合、支社A+支社Bの取組（省エネパトロールの実施）を記載します。

【Q1-3】企業ではなく、医療法人を営んでいるのですが、申請は可能でしょうか？

【A1-3】医療法人、社会福祉法人、信用組合等の非営利法人でも、市内において事業所を有していれば申請が可能です。

2 申請書について

【Q2-1】提出書類は何が必要ですか？

【A2-1】浜松市新エネ・省エネ対策トップランナー認定申請書（第1号様式）と取組内容報告書（第2号様式）を提出していただくとともに、第2号様式に記載した取組み状況が分かる資料（下記参照）を添付してください。

- ・新エネ設備、省エネ機器等を導入している場合は、カタログや設置状況の分かる写真など
 - ・節電の取組みや環境教育等を実施している場合は活動記録など。
 - ・環境報告書の公表やふじのくにエコチャレンジへの参加、グリーン電力証書の購入をしている場合は、資料のコピーなど。
 - ・環境マネジメントシステムの登録・認証を受けている場合は認証の書類など。
- 申請書は浜松市ホームページからダウンロードができます。

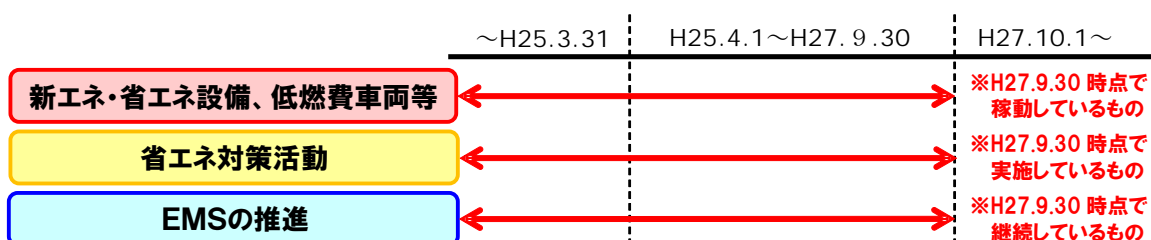
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyou/env/toprunner/index.html>

3 対象となる対策について

【Q3-1】申請条件の中に、「平成27年9月30日までの期間において、施設又は車両におけるエネルギー使用量の低減につながる次のいずれかの対策を実施していること」とありますが、以前導入していて廃止した設備は対象になりますか？

【A3-1】平成27年9月30日時点で稼動している新エネ・省エネ設備・車両が対象となりますので、それ以前に廃止された設備・車両は対象外となります。

なお、省エネ対策活動の実践は、平成27年9月30日時点で実施されたものが対象となります。環境マネジメントシステムの推進は、新規取得及び平成27年9月30日時点で認証継続中であれば対象となります。



【Q3-2】「省エネルギー設備等の導入」の省エネ型エアコンは、グリーン購入法適合商品が対象となっていますが、導入当時のグリーン購入法に適合していれば対象となりますか？

【A3-2】現在の基準とは関係なく、導入当時のグリーン購入法に適合していれば対象となります。様式に、何年度のグリーン購入法適合商品かを記載してください。

【Q3-3】46,000kWhのグリーン電力を購入しましたが、対象期間が平成25年3月1日から5月31日となっています。どのように算定したらよいですか？

【A3-3】発電された電力量を、日数で按分して控除します。

(対象) 平成25年4月1日～5月31日 (61日間)

(対象外) 平成25年3月1日～3月31日 (31日間)

(算定) $46,000\text{kWh} \times 61 / 92 \text{日} = 30,500\text{kWh} \Rightarrow$ グリーン電力購入量 30,500kWh

【Q3-4】様式に記載がない対策を実施していますが、評価には反映されませんか？

【A3-4】様式に記載がない対策を実施している場合は、【その他】欄に記載してください。エネルギー使用量の低減が見込まれる場合は、事務局にて加点を行います。

【Q3-5】ディーゼル重量車は低公害車となりますか？

【A3-5】「ポスト新長期規制適合」かつ「重量車燃費基準達成」車は低公害車となります。

4 ランクの認定について

【Q4-1】S、AAA、AA、Aランクの認定基準は、それぞれ何点ですか？

【A4-1】以下のとおりです。

ランク	得点
S	300点以上
AAA	200点以上
AA	100点以上
A	50点以上

【Q4-2】昨年、トップランナー事業者の認定を受けましたが、今年も同様の申請を行う必要がありますか？

【A4-2】エネルギー使用状況報告書（第3号様式）を提出していただくことで、認定年度も含めて最長5年間の認定継続が可能です。別途事務局から報告書の提出依頼をさせていただきます。

【Q4-3】2年前にAAランクをいただいているのですが、新たに省エネ設備を導入していますので、上位のランクで認定を受けるために申請をすることは可能ですか？

【A4-3】ランクの変更やトップランナー大賞の受賞を目的として、あらためて申請することは可能です。

5 トップランナー大賞・特別賞について

【Q5-1】自己採点ではAAAランクになりましたが、トップランナー大賞に選定されることはありませんか？

【A5-1】トップランナー大賞の候補者はSランクのみですので、選定されることはありません。ただし、他社の模範となる特徴的な新エネ・省エネ対策の取組を実施している場合には、特別賞として選定されることがございます。この場合は、トップランナー大賞と同様に市長から表彰させていただくことになります。

6 継続認定について

【Q6-1】継続認定とは、どのようなことですか。

【A6-1】過去にトップランナー事業者の認定を受けていて、新たな申請を行わない場合は、継続認定の手続きを取ることで、引き続きトップランナー事業者として公表され、ロゴマークの使用を認められますので、エネルギー使用状況報告書（第3号様式）を提出してください。ただし、第3号様式の提出者は、トップランナー大賞及び審査員特別賞の候補から外れますので、エネルギーの低減に関する新たな取組みを実施した場合は、ぜひ新規申請をご検討ください。

7 申請方法について

【Q7-1】申請書類は、どのように提出すればよいですか？

【A7-1】申請書類一式を揃えて、直接、郵送又はEメールにて、浜松市エネルギー政策課へ提出してください。また、第1号様式及び第2号様式は、電子メールで電子ファイルの提出も併せてお願いします。

直接又は郵送にて申請する場合は、第1号様式、第2号様式、参考資料の順に、クリップ留めにしてください。

